

公衆浴場営業許可申請に必要な書類等

1. 申請手数料 ¥ 22, 000-

2. 公衆浴場営業許可申請書（様式第1号）に加えて
 一般公衆浴場 → 構造設備の概要 第3～4面 各1部
 その他の公衆浴場 → 構造設備の概要 第5～6面

控えが必要な場合は別途ご用意ください。受理印を押印後、返却します。

温泉水を利用する場合は、この公衆浴場営業許可のほか

①温泉利用許可申請 及び ②温泉の成分等の掲示の届出 が必要です。

3. 添付書類（必須のもの）

(1)	申請者が法人の場合、所在地、代表者を確認する書類 定款もしくは寄附行為の写し、取締役会の議事録等、登記事項証明書
(2)	温泉の含有物質又は医薬品等を原料とした薬湯を使用する公衆浴場にあつては、その物質又は医薬品等の名称、成分、用法、用量及び効能を記載した書類 温泉を利用する場合は温泉分析書の写し
(3)	営業施設周辺の見取図(縮尺 1/2,500 程度) 営業施設の敷地周辺 250メートルの区域内の既設の公衆浴場、道路、人家等の場所を明示すること（一般公衆浴場にあつては、その設置場所と既設の一般公衆浴場との直線最短距離並びに位置及び名称を明示すること。）。
(4)	建物の配置図(縮尺 1/50～1/200) 敷地境界、建屋・施設等の配置、入口、駐車場等を明示すること。
(5)	各階の平面図(縮尺 1/50～1/200) 地下階、屋上階の図面も添付すること。浴室、脱衣室、出入口、洗面設備、履物類の保管設備、衣類等の保管設備、浴槽、特殊な入浴設備、リネン類の保管設備、便所及び便所の手洗い設備等の位置、規模及び寸法を記載すること。入浴料金の掲示場所を明示すること。
(6)	浴室、脱衣室の詳細図(縮尺 1/50～1/100) 浴室の床面、壁面、天井、浴槽（脱衣室を除く）の材質を記載すること。 浴室、脱衣室及び浴槽の内寸を記載すること。 カラン、シャワーの位置を記載すること。
(7)	浴室の展開図(縮尺 1/50～1/100) 吐水口の高さ、浴槽の縁の立上り、浴槽の深さ、天井高の寸法を記載すること。
(8)	給水・排水の系統図
(9)	循環ろ過系統図 系統ごとに作成すること。 ろ過機の仕様（ろ材、処理能力等）が分かる資料も添付すること。
(10)	機械室の詳細図 集毛器、ろ過機、熱交換器、消毒設備、受水槽、貯湯槽、ブローア、水位計等の設備の位置を明示すること。
(11)	換気設備(排気口の位置、排気の向きを含む)に関する書類
(12)	一般公衆浴場の場合、設置しようとする土地及び建物を使用する権利を証する書類 土地及び建物の登記簿謄本
(13)	その他の公衆浴場の場合、経営形態を記載した書類 設置の趣旨及び目的、入浴予定者の性別、入浴料金、営業予定時間等

注) 図面類には図面記号に関する凡例を記載すること。

裏面へ続く

4. 添付書類（必要に応じて添付するもの）

(14)	水道水以外の水を使用する場合、水質検査成績書(原本)
(15)	申請者以外の者が申請等を行う場合、委任状
(16)	建築確認申請をしている場合、確認済証の写し(工事完了後は検査済証の写し)
(17)	外部からの見通しを遮る設備を設ける場合、その構造設備の仕様

熱気室（サウナ等）を設置する場合の添付書類

(18)	熱気室の詳細図 熱気室の内法寸法、床・壁その他利用者が触れる箇所の材質を記載すること。 外部から見通すためのガラス面、熱気等の放出口その他の放熱設備、適正な利用温度を記載した掲示物、温度計、換気設備、排水口その他室内に設置する設備・什器の位置を記載すること。
(19)	熱気室の展開図 (18)に記載の設備の位置を記載すること。
(20)	蒸気、ミスト等発生装置の仕様書 ※発生装置がある場合

岩盤浴、酵素風呂等を設置する場合の添付書類

(21)	岩盤浴、酵素風呂等を設置する室の詳細図 室の内法寸法、床・壁その他利用者が触れる箇所の材質を記載すること。 外部から見通すための窓等の位置、熱気等の放出口その他の放熱設備、適正な利用温度を記載した掲示物、温度計、換気設備、排水口その他室内に設置する設備・什器の位置を記載すること。 浴槽を設ける場合は、当該浴槽の材質及び内法寸法を記載すること。
(22)	岩盤浴、酵素風呂等を設置する室の展開図 (21)に記載の設備の位置を記載すること。浴槽を設ける場合は、当該浴槽の内法寸法を記載すること。
(23)	蒸気、ミスト等発生装置の仕様書 ※設置する場合
(24)	ぬか及びおがくず等の保管場所(使用前、使用后)を示した平面図 ※使用する場合
(25)	ぬか及びおがくず等の維持管理方法を示した書類 ※使用する場合 適性温度及び温度管理方法、定期的な細菌検査の実施、交換頻度 浴槽等の洗浄消毒の方法及び頻度 その他、公衆衛生上必要と認める内容について示すこと。

(26)	(1)から(25)までの書類のほか、公衆衛生上必要と認める書類
------	---------------------------------